

ふれあい・いきいきサロンの手引き

目

次

1 ふれあい・いきいきサロンとは	1 ページ
2 ふれあい・いきいきサロン運営上の注意点(工夫)	1 ページ
3 サロン事業に係る様式について	1 ページ
① ふれあい・いきいきサロン活動計画書(様式第1号)	1 ページ
② ふれあい・いきいきサロン活動報告書(様式第2号)	2 ページ
③ ふれあい・いきいきサロン収支予算書(様式第3号)	2 ページ
④ ふれあい・いきいきサロン収支決算書(様式第4号)	3 ページ
⑤ サロン登録者一覧(2年目以降の継続サロンの方のみ)	3 ページ
⑥ ふれあい・いきいきサロン名簿(様式第5号)	4 ページ
⑦ ふれあい・いきいきサロン助成金申請書兼請求書(新規用) (様式第6号)	4 ページ
⑧ ふれあい・いきいきサロン助成金交付申請書兼請求書(継続用) (様式第7号)	5 ページ
※ 書類提出時期	6 ページ
4 助成金について	6 ページ
5 サロン傷害補償について	6 ページ
6 お世話人交流会について	7 ページ
7 新たにサロン活動を行いたいと思いの方へ	7 ページ
8 提出・お問合せ先	8 ページ

1 ふれあい・いきいきサロンとは・・・

ふれあい・いきいきサロンとは、日頃閉じこもりがちな高齢者や外出する機会の少ない障害者などが、身近な地域の集会所などに集まり、地域住民ボランティア（お世話人）さんたちと一緒に考えながら活動することにより、参加者同士・参加者とお世話人さんとの交流をはかり、ふれあいを通して楽しみづくりや生きがいづくりを、図る活動と呼んでいます。

住み慣れた地域で楽しみながら元気でいきいきと暮らすことが出来るように、閉じこもりを予防する事を目的に行われています。

2 ふれあい・いきいきサロン運営上の注意点(工夫)

参加者は、概ね65歳以上の高齢者や障害者などを対象としています。

地域の中で閉じこもりがちな方や外出する機会の少ない高齢者や障害者の方がいらっしゃいましたら、お声かけください。（サロン運営に支障のない範囲で構いません。）

活動内容は、自由に参加者とお世話人さんたちとで一緒に考えていただいて構いません。みんなで楽しめるような活動メニューを色々と考えてみてください。

お世話人（ひとり）だけで悩んでないで他のサロンのお世話人さんや社協などに相談してください。

3 サロン事業に係る様式について

別紙記入例を参考に下記の書類を提出してください。

① ふれあい・いきいきサロン活動計画書(様式第1号)

- 次年度の計画や体制を記入する様式です。
- 地区については、地区社協を単位として記入してください。
- 行政区については、サロン参加対象となる行政区を記入してください。
- 参加対象者については、出来る限り簡潔に記入してください。

- 参加者とスタッフ（お世話人）が重複する場合には、どちらかのみで数えたので構いません。
- 具体的な開催日が決まっていない場合は、開催月を記入してください。
- 内容については、あくまで計画ですので具体的でなくても構いません。

※（次年度とは、次の年度の4月1日から翌年の3月31日までのことです）

② ふれあい・いきいきサロン活動報告書(様式第2号)

- 今年度に行った活動状況を記す様式です。
- 活動内容は、簡潔に記入していただいて構いません。
- 参加人数・スタッフ人数について、不明な場合には分かる範囲でご記入ください。
- 書類提出時期の都合で、実施できていない場合については、見込みでの提出可能です。

※（今年度とは、今の年度の4月1日から翌年の3月31日までのことです。）

③ ふれあい・いきいきサロン収支予算書(様式第3号)

- 次年度にかかる費用について記す様式です。
- 次年度にかかると思われる費用について、概算で記入してください。
- 該当する費目がない場合は、赤字にて追加記入してください。
- 食事代については、弁当代などを対象としています。
- 食材料費については、調理用の食材を購入した場合を対象としています。
- レク材購入費とは、手芸用品や折り紙などのレクリエーションに使う材料を購入した場合を対象としています。

④ ふれあい・いきいきサロン収支決算書(様式第4号)

- 今年度にかかった費用について記す様式です。
- 今年度にかかった経費について、出来る限り記入してください。
- 確認書類(レシートなど)は、添付しなくても構いませんが、場合によってはお問合せすることも考えられますのでご注意ください。
- レク材購入費とは、手芸用品や折り紙などのレクリエーションに使う材料を購入した場合を対象としています。
- 該当する費目がない場合は、赤字にて追加記入してください。
- 食材料費については、調理用の食材を購入した場合を対象としています。
- 食事代については、弁当代などを対象としています。
- 書類提出時期の都合で、実施できていない場合については、見込みでの提出可能です。

⑤ サロン登録者一覧(2年目以降の継続サロンの方のみ)

- 前年度の登録者を記載しています。
- 内容に変更・訂正などがあれば赤字にて訂正してください。
- 退会の場合は、その方の行を赤線で消し、備考欄に「退会」とご記入ください。退会理由も分かれば一緒にご記入ください。
(新規会員等、この一覧に載っていない方の登録は、サロン登録者名簿の最後にご記入頂けるようにしましたのでご使用ください。)
- 内容に訂正がない場合も、そのままご返送ください。
- 提出していただいた情報をもとに、サロン傷害補償へ加入いたしますので出来る限り最新の状態で記入してください。
- サロンの中で役割(代表・副代表・会計など)がある場合には、備考欄に記入し

てください。

- 役職欄は、サロン以外での役職（民生児童委員・在宅福祉推進員など）がある場合に記入してください。必須項目ではないので空欄でも構いません。
- 新介護キップ制度の協力会員に登録されている方は、会員番号を記入してください。会員番号を忘れられた方については、空欄でも構いません。
- 生年月日については、分かる範囲でご記入ください。（市社協で、年代判定の資料にさせていただきたいと思います。）

⑥ ふれあい・いきいきサロン名簿(様式第5号)

- 新規会員・途中で加入された方等が、おられた場合に、ご使用ください。
- 人数分に足りない場合には、お手数ですがコピーしていただき記入してください。

⑦ ふれあい・いきいきサロン助成金申請書兼請求書(新規用)

(様式第6号)

- 今年度新たに活動登録されたサロンについての助成金申請・請求様式です。
- 新規立上にかかる助成金額は、30,000円です。ただし、立上げ初年度に限ります。
- 支払い方法は、原則振込とさせていただきます。現金での受取を希望される場合には、別途ご相談ください。
- 振込みを希望されるサロンは、振込先を記入してください。個人名義口座は、原則ご遠慮ください。口座名義が正しく記入されていない場合、指定口座へ振込むことが出来ない場合が有りますのでご注意ください。
- ゆうちょ銀行への振込を希望される場合には、通帳の表紙の内側に新たに記載された漢数字の店名、口座番号を記入してください。通帳の内側に記載がない場合

には、郵便局窓口にて通帳に銀行振込用の店名等を記載してもらってください。

- 2年目以降については、継続活動として継続活動助成金（12,000円）を予定していますので、継続活動用の助成金についての記述を参考にしてください。
- 継続活動に対しての助成金交付時期については、活動2年目の年度末になります。それまでは、助成金が交付されませんのでご注意ください。
- 助成金申請書兼請求書については、立上申請と同時に行っていただいて構いません。

⑧ ふれあい・いきいきサロン助成金交付申請書兼請求書(継続用)(様式第7号)

- 2年目以降の継続活動をしていただいているサロンに対しての助成金申請・請求様式です。
- 2年目以降の継続活動に関する助成金については、**12,000円を限度**としています。
@1,000円×開催月数
- 継続活動に対しての助成金交付時期については、活動2年目の年度末になります。それまでは、助成金が交付されませんのでご注意ください。
- 支払い方法は、原則振込とさせていただきます。現金での受取を希望される場合には、別途ご相談ください。
- 振込みを希望されるサロンは、振込先を記入してください。個人名義口座は、原則ご遠慮ください。口座名義が正しく記入されていない場合、指定口座へ振込むことが出来ない場合がありますのでご注意ください。
- ゆうちょ銀行への振込を希望される場合には、通帳の表紙の内側に新たに記載された漢数字の店名、口座番号を記入してください。通帳の内側に記載がない場合には、郵便局窓口にて通帳に銀行振込用の店名等を記載してもらってください。

※ 書類提出時期について

(1) 新規登録サロン

ア 立上までに提出する書類

様式1、様式3、様式5、様式6

イ 立上初年度の年度末までに提出する書類

様式2、様式4

(2) 継続活動サロン

ア 2年目の年度当初までに提出する書類

様式1、様式3、サロン登録者一覧、

イ 2年目の年度末までに提出書類

様式2、様式4、様式7

ウ 年度途中での追加登録が有る時の提出書類

様式5

4 助成金について

交付時期 新規活動は、立上当初に申請可能です。

継続活動は、2年目以降の年度末に実績に応じて申請可能です。

※ 新規立上助成金を上手に活用して、2年目以降の活動が継続して運営できるように注意してください。

5 サロン傷害補償について

サロン活動中や会場までの往復中での事故によるケガに対して、対応できるように傷害補償に加入しています。

掛け金については、大洲市社協で負担しています。

活動中や会場までの往復中でケガをされた場合には、市社協までお問合せください。

車での送迎や移動中の事故については、原則的に各自で加入されている自動車任意保険での対応になりますのでご注意ください。

詳しくは、市社協までお問合せください。

6 お世話人交流会について

年間1回以上、市社協主催で開催しています。サロン活動に参考になるような情報提供が出来るように努めていますのでご参加をお待ちしています。

内容は、年度によって異なりますが、情報交換会やレクリエーションなどの紹介などを行っています。

7 新たにサロン活動を行いたいと思いの方へ

新たにサロン活動を始めてみたいとお考えの方は、出来る限りお早めに市社協までご相談ください。また、サロン事業について、詳しく知りたいという方も、お気軽にご相談ください。

地域のみなさんと一緒に、より良いサロン活動が行えるように考えていきたいと思えます。

その他、ご不明な点がありましたら下記のお問合せ先までお気軽にご連絡してください

8 提出・お問合せ先

大洲市社会福祉協議会 本所 地域福祉係 担当 松本/小池

〒795-0064 大洲市東大洲270-1 大洲市総合福祉センター内

電 話 0893-23-0313

ファックス 0893-23-0295

メー ル chiiki@ozushakyo.jp